復興庁の後継となる組織体制の早期検討を求める意見書

我が国に未曾有の被害をもたらした東日本大震災の発生から7年6か月が経過し、 復興期間の後期5年である復興・創生期間も残すところ2年5か月余りとなった。これまで、復興庁は、東日本大震災の復興施策の司令塔として、被災自治体等と強く連携しながら、地震・津波災害や当県の原子力事故災害からの復興及び再生に取り組んできた。その結果、地震・津波被災地域では、復興の総仕上げに向け、生活インフラの復旧、住宅再建及び産業・生業の再生等が着実に進んでいる。

しかし、当県においては、原子力事故災害の影響により、農林水産物などを始めとした県産品への風評が根強く残り、その風評払拭が喫緊の課題となっている。また、帰還困難区域を除いたほとんどの地域で避難指示が解除されるとともに、帰還困難区域内の特定復興再生拠点の整備が始まるなど、避難地域の復興及び再生は進んでいるものの、廃炉・汚染水の問題、風化防止対策及び被災者の生活再建支援など、時間の経過とともに各地域の課題が複雑化しており、当県の真の復興及び再生は緒に就いたばかりである。

復興庁の設置期限は、復興基本方針に定める復興期間と合わせて、震災発生年から 10年間とされており、法律上、2021年3月末にその任を終えることとなるが、 原子力事故災害による避難が継続中である当県の復興は、その被害の特殊性から長い 年月を要し、復興庁の設置期限内に成し遂げられるものではないため、引き続き国が 前面に立ち、長期的に取り組むことが必要不可欠である。

よって、国においては、復興・創生期間終了後も残る様々な課題等に対応し、より 効果的な復興事業に取り組んでいくため、復興庁の後継となる組織体制についての検 討を速やかに進めるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成30年10月3日

衆 議 院 議 長 参 議 院 議 長 宛て 内 閣 総 理 大 臣 興 大 臣 復

福島県議会議長 吉田栄光